

社会福祉施設最低基準等状況調査書
（施設調書）等の作成上の注意事項

- 施設調書等の提出につきましては、理事長又は代表者名による市長宛ての文書(鑑文)を作成して、添付してください。(押印は不要です。)
- 施設調書等は、下記の提出物の内容・書類名により、それぞれの形体及び提出方法により、提出してください。なお、保育所及び幼保連携型認定こども園ともに No. 1 の施設調書を除いて、提出書類は同じです。

＜社会福祉法人の場合＞

No.	内容・書類名			提出方法	提出・記載内容に関するの注意事項	
1	施設調書 ・「保育所調書」 ・「幼保連携型認定こども園施設調書【社会福祉法人用】」			メール又は郵送等	施設ごとに提出する施設調書が異なります。	
2	現況報告書	本市所管の法人			電子開示システムにより届出するため提出は不要です。	
		上記以外の法人		メール又は郵送等	「財務諸表等入力シート」の①現況報告書のシート部分を②折り畳んだ上、印刷してください。 ※電子ファイルで提出する場合はPDF化してください。	
3	計算書類	本市所管の法人			提出は不要です。	
		上記以外の法人		メール又は郵送等	令和5年度決算 ※当該施設に係るもののみ提出してください。	
4	附属明細書	本市所管の法人			提出は不要です。	
		上記以外の法人	法人全体で作成	借入金明細書	メール又は郵送等	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。 ※当該施設に係るもののみ提出してください。
				寄附金収益明細書		
				補助金事業等収益明細書		
				事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		
				事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書		
				基本金明細書		
				国庫補助金等特別積立金明細書		
				基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		
				引当金明細書		
				拠点区分資金収支明細書		
				拠点区分事業活動明細書		
				積立金・積立資産明細書		
				サービス区分間繰入金明細書		
				サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		
5	財産目録	本市所管の法人				
		上記以外の法人		メール又は郵送等	令和6年3月31日時点のもの	
社会福祉法人以外の場合＞			メール又は郵送等	令和5年度分 ※当該施設に係るもののみ提出してください。		
7	各施設の平面図及び施設付近の地図			メール又は郵送等	略図またはパンフレットで可（昨年度より変更がない場合は提出不要）	

※電子開示システム・・・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のこと

No.	内容・書類名		提出方法	提出・記載内容に関する注意事項
1	施設調書 ・「保育所調書」 ・「幼保連携型認定こども園施設調書【学校法人用】」		メール又は郵送等	施設ごとに提出する施設調書が異なります。
2	履歴事項全部証明書 (商業・法人登記の登記事項証明書)		メール又は郵送等	写しの原本証明は不要です。
3	(1) 又は (2) のいずれか	(1) 決算関係書類	メール又は郵送等	令和5年度決算
		(2) 計算書類及び附属明細書 (作成が可能な場合)	メール又は郵送等	社会福祉法人会計基準に規定する令和4年度計算書類(当該施設に関するもの)
4	財産目録		メール又は郵送等	・令和6年3月31日時点のもの ・作成していない場合は財産目録に相当するもの(当該施設区分の内訳が分かるもの)
5	事業報告書		メール又は郵送等	令和5年度分 (当該施設に係るもののみ提出してください。)
6	各施設の平面図及び施設付近の地図		メール又は郵送等	略図またはパンフレットで可(昨年度より変更がない場合は提出不要)

- 鑑文及び施設調書(保育所調書及び幼保連携型認定こども園施設調書)については、下記の広域福祉課のホームページからダウンロードしてください。

広域福祉課HP <https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/houzinntyousyo.html>

「No.2 現況報告書」(財務諸表等入力シートの印刷方法)

- ① 現況報告書のシートを選択
- ② 折り畳みボタンで空欄部分を折り畳む。

以上の作業の後、現況報告書のシート全体を印刷してください。

別紙 1

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

②

トップページに戻る	次のセクション	前のセクション	ヘルプ	チェック	平成28年度現況報告書転記	郵便番号で住所入力	入力候補	折り畳み
-----------	---------	---------	-----	------	---------------	-----------	------	------

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 13 東京都	(2)市町村区分 101 千代田区	(3)所轄庁区分 00001	(4)法人番号 1699000004111	(5)法人区分 04 社会福祉事業団	(6)活動状況 01 運営中
---------------------	----------------------	-------------------	--------------------------	-----------------------	-------------------

(7)法人の名称
テスト厚生労働省直轄 法人 A_ 現況報告書

(8)主たる事務所の住所
東京都 千代田区

(9)主たる事務所の電話番号
012-456-7890

(10)主たる事務所の F A X 番号
123-234-4455

(11)従たる事務所の有無
2 無

(12)従たる事務所の住所

(13)法人のホームページアドレス
http://www.ditgroup.jp/

(14)法人のメールアドレス
eb-ibmwam@ditgroup.jp

(15)法人の設立認可年月日
平成12年4月1日

(16)法人の設立登記年月日
平成12年4月1日

【根拠法令】

○ 児童福祉法

(報告の徴収等)

第 4 6 条 都道府県知事は、第 4 5 条第 1 項及び前条第 1 項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。